平成２５年（フ）第４４号
さいたま市見沼区大和田町１丁目1122番地７プレステージ大和田205号室、旧住所さいたま市見沼区大和田町１丁目525番地25　坂の上マンション302
債務者　栗田　真也
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５５号
埼玉県桶川市坂田東１丁目１番地の13
債務者　千葉あけみ
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９３号
さいたま市緑区太田窪３丁目10番２―105号
債務者　甲岡　卓一
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２３６号
新潟県長岡市浦瀬町9099番地、前住所新潟県長岡市新保２丁目24番10号
債務者　吉岡甲子夫
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２４１号
新潟県見附市学校町１丁目７番44号　金井アパート201号室、前住所新潟県見附市新町３丁目12番10号
債務者　酒井　道雄
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第４４６号
愛知県岡崎市欠町字金谷31番地５　ＭＩＤ18―203、前住所愛知県岡崎市戸崎町字榎ケ坪26番地　グラシオン仁大401
債務者　里岡　澄子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５１９号
愛知県豊田市中根町西山150番地　ＥＸ―Ｌ中根201号
債務者　村川　雅之
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５５２号
愛知県岡崎市柱町字南屋敷48番地４
債務者　平野　利英
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
愛知県岡崎市福岡町字久後21番地１　グランドコーポ甲子園101、前住所愛知県岡崎市福岡町字西後田52番地　グランパスＡ101
債務者　浅井　和雄
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
愛知県岡崎市中島町字遂分７番地１　スカイウイングＢ―202
債務者　桑田　直人
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４５号
愛知県豊田市神明町２丁目52番地　プリンセス豊田306号、前住所愛知県豊田市十塚町１丁目22番地１　第３みその105号
債務者　松田　和子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５６４号
埼玉県川口市芝４丁目22番６号
債務者　堀川　良子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８８４号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―31―304
債務者　高田　幸一
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２５号
さいたま市桜区田島６丁目１番１号101
債務者　谷口　和男
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５４号
埼玉県戸田市喜沢１丁目45番地の10　竹林コテージ202号室
債務者　岡本　　大
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６１号
埼玉県幸手市西１丁目16番26号
債務者　志気タカシこと　シキ　タカシ　ルチアノ
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６２号
埼玉県幸手市西１丁目16番26号
債務者　シキ　マリア　ナディア　バナガ
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係